

敦賀署通信（令和8年3月号）

敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況 令和8年速報（対前年同期比較） 令和8年2月末速報

業種	休業4日以上の死傷災害				死亡災害		
	8年	7年	対前年増減	増減率(%)	8年	7年	対前年増減
全産業	23	10	13	130.0			
製造業	3	1	2	200.0			
食品製造業	0	0	±0	—			
繊維工業・繊維製品製造業	0	0	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	0	0	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	0	1	—			
化学工業	1	0	1	—			
窯業土石製品製造業	1	0	1	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	0	0	±0	—			
輸送用機械等製造業	0	0	±0	—			
電気・ガス・水道業	0	1	-1	-100.0			
その他の製造業	0	0	±0	—			
鉱業	0	0	±0	—			
建設業	3	1	2	200.0			
土木工事業	1	1	±0	—			
建築工事業	1	0	1	—			
木造家屋等建築工事業	0	0	±0	—			
その他の建設業	1	0	1	—			
運輸業	7	1	6	600.0			
鉄道等・道路旅客運送業	2	0	2	—			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	3	1	2	200.0			
その他の運輸交通・港湾運送業	2	0	2	—			
農林・畜産・水産業	0	0	±0	—			
林業	0	0	±0	—			
商業	3	2	1	50.0			
小売業	2	2	±0	—			
金融・広告業	0	0	±0	—			
保健衛生業	2	2	±0	—			
社会福祉施設	2	2	±0	—			
接客娯楽業	2	0	2	—			
旅館業	0	0	±0	—			
飲食店	1	0	1	—			
ゴルフ場の事業	0	0	±0	—			
清掃・と畜業	2	0	2	—			
ビルメンテナンス業	2	0	2	—			
その他	1	3	-2	-66.7			
警備業	1	2	-1	-50.0			

※ 休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。

敦賀労働基準監督署からのお知らせ

年度初めは「年間安全衛生管理活動計画」を作成し、確実な安全衛生活動を展開しましょう！

皆様の職場では「年間安全衛生管理活動計画」を作成していますか？

労働安全衛生法第3条では、職場における事故や災害を防止し、労働者の安全と健康の増進に努めるのは、事業者の責務であることを規定しています。

しかし、実際に何を实行すれば安全や健康が増進できるのか、は、企業の規模や、各企業が持つ各々の事情などもあり、単純には決められないものです。

厚生労働省は、安全衛生活動を具体的に実行し、向上させるために「労働安全衛生マネジメントシステム」の構築についての指針を示し、導入を勧めており、このシステムは、「安全衛生計画」の作成(Plan)、実施(Do)、評価(Check)および改善(Act)を中心としており、安全衛生水準の向上には「計画」が重要であると明示されています。

福井労働局では、実効性のあるPDCAサイクルの実現に向けて「年間安全衛生管理活動計画」の作成の手引きを公表していますので、当該手引きを参考に、現状に即した的確な計画書の作成と実施、継続的な評価と改善を行うことに役立ててください。



今月のトピック

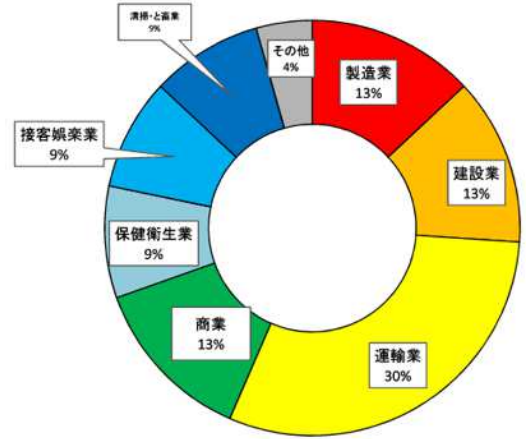
「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。

令和8年3月18日、厚生労働省は、「職場における熱中症防止対策のための検討会」の報告に基づき、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

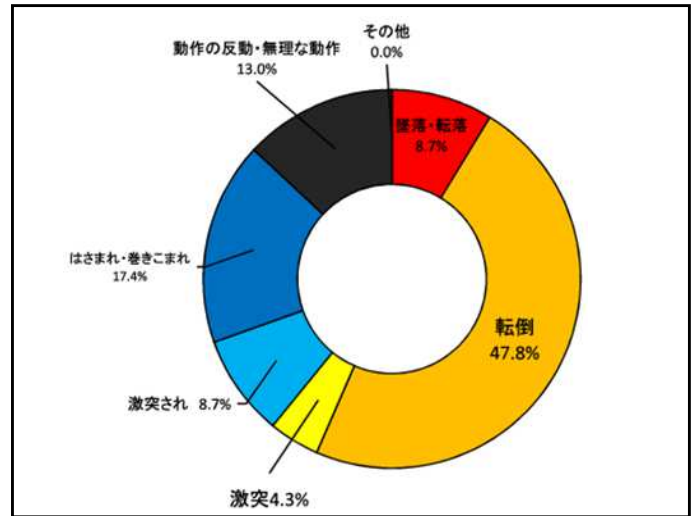
熱中症の重篤化防止対策を強化するため、労働安全衛生規則が改正され令和7年6月に施行されましたが、観測史上最も暑くなった令和7年の熱中症発生状況から、同検討会は令和8年度以降の対策について引き続き検討を重ねており、その結果、今後は死亡等の重篤な熱中症症状の防止だけではなく、**熱中症の発症リスクそのものを低下させることが必要である**とし、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定することが有効であるとの方針を示したことによるものです。

次ページでは、同報告書やガイドラインのポイントについて紹介しています。

気象庁の3か月予報(4月~6月)でも、今年も昨年同様暑くなることが予想されていますので、ガイドラインを参考に早めの熱中症防止対策の話し合い及び取り組みをお願いします！



令和8年 事故の型別 労働災害発生状況



今月のトピック

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。

令和8年3月18日、厚生労働省は、「職場における熱中症防止対策のための検討会」の報告に基づき、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

熱中症の重篤化防止対策を強化するため、労働安全衛生規則が改正され令和7年6月に施行されましたが、観測史上最も暑くなった令和7年の熱中症発生状況から、同検討会は令和8年度以降の対策について引き続き検討を重ねており、その結果、今後は死亡等の重篤な熱中症症状の防止だけではなく、**熱中症の発症リスクそのものを低下させることが必要である**とし、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定することが有効であるとの方針を示したことによるものです。

次ページでは、同報告書やガイドラインのポイントについて紹介しています。

気象庁の3か月予報(4月~6月)でも、今年も昨年同様暑くなることが予想されていますので、ガイドラインを参考に早めの熱中症防止対策の話し合い及び取り組みをお願いします！



年度初めに皆様にご覧いただきたいことをまとめました！

熱中症対策

令和8年3月18日に、厚生労働省は「職場における熱中症防止対策のための検討会」の報告に基づき、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。
ここでは、同検討会の報告内容のポイントとガイドラインのポイントについて紹介します。

報告書のポイント

- (1) 重篤化の防止
速報段階では、令和7年度安衛則改正は、熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与したと考えられる。
発災事業場においては、改正省令に基づく措置が行われていない傾向である。引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図る必要がある。
- (2) 予防策の強化
死者数の抑制だけでなく、休業4日以上死傷者数の抑制も重要。熱中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる。
熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるように、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定することが有効である。
- (3) 予防策への支援等
熱中症対策機器の補助は、60歳以上の高齢労働者を対象に行われているが、休業4日以上死傷者は、60歳未満の者が7割以上にのぼることから、予防策をより充実させるため、対象年齢の制限の廃止等について検討することが必要である。
ファン付き作業服、ウェアラブルデバイスについては、その実態を検討し、適切な対応を取る必要がある。

ガイドラインのポイント

- ・ 職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。
- ・ 事業者は、湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握などにより熱中症リスクを把握・評価する。
- ・ 事業者は、熱中症リスクの評価結果に基づき実施することが適切な対策を「作業環境管理」、「作業管理」などから選択して実施することが考えられる。

職場における熱中症防止対策のための検討会報告書
二次元コード



職場における熱中症防止のためのガイドライン
二次元コード



熱中症対策義務化に係るリーフレット
二次元コード



令和7年における熱中症による労働災害発生状況(令和7年12月末速報)
二次元コード



熱中症クールワークキャンペーンリーフレット
二次元コード



職場における熱中症予防基本対策のススメ
二次元コード



化学物質対策

令和6年4月1日から化学物質の自律的管理規制が全面施行となりましたが、令和8年4月1日から新たに**約800物質**の化学物質がラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物質)として追加されます。

改めて皆様の職場で使用する化学物質が新たにリスクアセスメント対象物質に追加されていないか確認していただき、追加されている場合にはリスクアセスメントを実施し、必要なリスク低減措置を実施するようにしてください。なお、令和8年4月時点では、令和9年4月1日追加分まで公開されています。

リスクアセスメント対象物質一覧リスト(ケミサポ)
二次元コード



クリエイトシンプル(Ver3.2)
二次元コード



【今後のリスクアセスメント対象物質の追加予定】



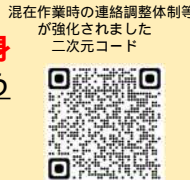
また、令和8年1月1日からは、がん原性物質(国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物)を製造又は取り扱う事業場が事業を廃止しようとしたときに、がん原性物質関係記録等報告書(様式第24号の3)を諸葛労働基準監督署長に提出することが義務付けられましたので、これを機に改めて職場でがん原性物質の取り扱いがないか確認し、必要に応じて適切な措置を講じるようにしてください。

そのほか、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度(SDS)の履行を確保するため、通知義務違反に対する罰則の新設や通知事項を変更した場合の再通知(現行は努力義務)の義務化が今後施行予定となっていることから、留意してください。

個人事業主等に対する安全対策

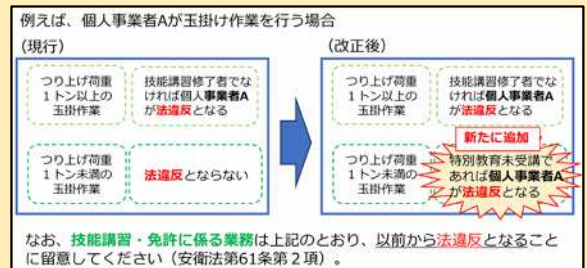
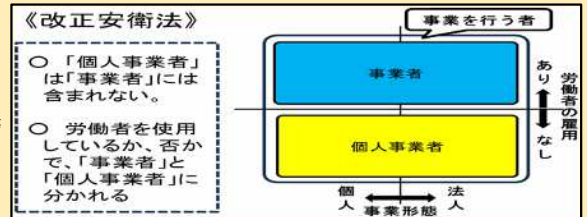
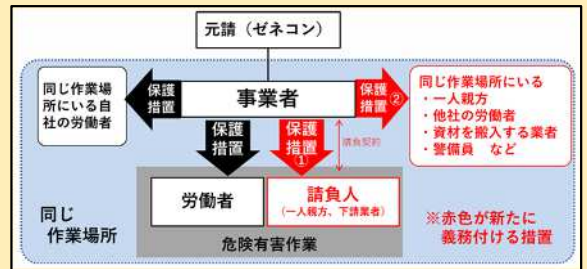
建設アスベスト訴訟の最高裁判決を受けて、令和5年4月1日から順次、一人親方等の非労働者に対する保護方策に係る法令改正が行われているところではありますが、令和8年4月1日からは、「個人事業者」が安衛法上で「事業を行う者で労働者を使用しないもの」と定義され、建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化が図られています（当該イメージについては、以下の二次元コードから確認していただけます）。

また、令和9年4月1日からは、**個人事業者自身**に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合においては、



構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止
 特定の機械などに対する定期自主検査の実施
 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講
 などが義務付けられることとなります。
 特に、**つり上げ荷重1トン未満の玉掛け作業**については、一定の時間を要するものになりますので早めの受講が望ましいです。

そのほか、令和9年4月1日からは、**個人事業主等を被災者とする休業4日以上**の死傷災害が発生した際にも（災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る）、所轄労働基準監督署長への報告義務化が施行されることとなっています（現行は、労働者を被災者とする上記死傷災害が発生した場合に報告義務が課されているもの）。



(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

被災程度	考え方	個人事業者等(被災者)	特定注文者	災害発生場所管理事業者
休業4日以上(労働者)	特定注文者が把握した場合に報告	○	○	○
休業4日以上(個人事業者)	特定注文者が把握しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○	○	○
休業4日以上(労働者)	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外(個人事業者等が加入している保険団体の規定による報告義務は別途)	○	○	○
休業4日以上(個人事業者)	個人事業者が特定注文者に報告。その内容を踏まえ、特定注文者が把握した場合に報告	○	○	○
休業4日以上(労働者)	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告。その内容を踏まえ、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○	○	○
休業4日以上(個人事業者)	休業4日未満業務上災害報告対象外の災害は、個人事業者や個人事業者等が加入している保険団体の規定による報告義務は別途	○	○	○

電子申請関係

令和7年1月1日より、労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されています（義務化されているものは、右図のとおりです）。

現在、労働安全衛生手續のほぼ全てを電子申請で報告・届出することが可能となっておりますが、監督署に寄せさせる相談の中で皆様にご希望の紹介させていただきます。

1 電子申請は、2通りの方法がある

電子申請は、「e-Gov電子申請」と「入力支援サービス」の2通りの方法で行うことができます。両社の違いは、「入力支援サービス」は、上記の電子申請義務化されている手續のみ行うことができ、「e-Gov電子申請」は、ほぼ全ての手續を行うことができるという点が大きく異なります。

そのほか、「入力支援サービス」のみスマホやタブレットからでも申請が可能となっておりますが、電子公文書のダウンロードはできないなどメリット・デメリットがありますので、事業場毎でベストなものを選択して手続きを行ってください（右図参照）。

2 電子申請は、申請して終わりではない

電子申請は、申請して終わりではなく、受理されていることを確認して終わりにする必要があります。

受理されていることは、審査状態が「審査終了」になっていることを確認できればよく、審査状態が「補正指示」の場合は、受理されおらず、指示された事項を修正し再申請する必要がありますことに留意してください。電子申請義務化されている手續は、電子公文書（電子押印）が発行されますので、当該ダウンロードも忘れずに行いましょう！

事業主の皆さまへ
労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます
 2025年1月1日より以下の手續について、電子申請が原則義務化されます。

- 労働者健康診断報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心機性的負担の程度を把握するための検査結果報告
- 有害な業務に係る高料健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外に...

- 定規/規則/就業規則の設置・移転・変更届(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質等各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始届

電子申請の詳細は、こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただく、労働基準監督署へ来館せずにご手続きすることができます。

- 帰国や帰省にともなわれずにご手続きが可能です
- スマホやタブレット、パソコンまででのご手続きが完了
- 電子署名、電子証明書等の準備は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

